

国自旅第307号の3
平成31年3月29日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引の取扱いについて、別添のとおり各地方運輸局等あて通達したので、貴協会においてもこの旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。